

中津川市川上地区情報通信環境整備事業

プロポーザル実施要領

中津川市

令和2年4月

中津川市川上地区情報通信環境整備事業プロポーザル実施要領

1. 目的

現在、中津川市川上地区では、HFC方式による地上デジタル放送サービス及びインターネットサービスを提供している。その一方で、川上地区を除くその他の地域では、FTTH方式によるインターネットサービスを提供しており、川上地区とその他の地域では通信速度等に格差が生じている。

令和2年度から実施する中津川市川上地区情報通信環境整備事業（以下「本事業」という。）は、これらの情報通信格差と地上デジタル放送の難視聴を解消するため、川上地区に光ファイバ網を整備し、FTTH方式による地上デジタル放送サービス及びインターネットサービスを提供できる環境（以下「情報通信環境整備」という。）を実現させるとともに、各家庭や事業所、公共施設にWi-Fiを普及させることを目的とする。

なお、本実施要領は、中津川市（以下「本市」という。）における情報通信環境整備に関して、令和2年度総務省高度無線環境整備推進事業を活用し、本市の補助を受け、民設民営で整備する電気通信事業者（以下「事業者」という。）を下記事項に基づき、公募型プロポーザル方式により選定し、整備を実施させるためのものである。

2. 事業概要

(1) 事業名

中津川市川上地区情報通信環境整備事業

(2) 事業内容

別添「中津川市川上地区情報通信環境整備事業企画提案仕様書」のとおり。

(3) 整備するサービスの範囲と主な条件

別添「中津川市川上地区情報通信環境整備事業企画提案仕様書」のとおり。

(4) 事業の完了時期

補助金交付決定日から令和5年3月31日まで

(5) 補助金

本事業における本市からの補助金の上限額は、120,835千円とする。

※令和2年度から令和4年度までの総額とする。

3. プロポーザル方式で提案を求める趣旨

著しい技術革新に対応した情報基盤の選定及び整備後の維持管理並びに安定した地上デジタル放送サービス及びインターネットサービスを持続的に提供するための様々な課題を検証した結果、後年度負担のない民設民営方式による情報通信環境整備が最も望ましいと考え、本事業によりこれを実現することとした。

そこで、FTTH方式による地上デジタル放送サービス及びインターネットサービスを提供できる事業者を公募し、サービス内容、安定性、継続性、負担額、保守、将来性等を総合的に評価し、本市に最もメリットのある事業者を選定するため公募型プロポーザルを実施するものとする。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という。）は単独企業又は業務を共同連帯し受託するため2社以上の者を構成員として組成された共同企業体によるものとし、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。なお、共同企業体については、次に掲げる①②④⑤⑥の要件は構成員のすべてが満たすこととし、③の要件はその構成員のいずれかが満たしていることとする。また、共同連帯し、受託する場合は、共同企業体に関する協定を結ぶこととする。

- ① 企画提案申し込み時点において、指名停止措置を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定にいずれも該当しない者であること。
- ③ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 国税及び地方税の滞納がないこと。

5. 基本事項

提案にかかる基本事項は以下のとおりである。

- ① 事前説明会は、行わない。
- ② 本提案にかかる経費は、提案者負担とする。
- ③ 参加申込後に辞退する場合は、辞退届【様式5】を提出すること。
- ④ 提案書提出期限後の書類の追加・修正・差替はできない。
- ⑤ 質問は指定日までに電子メールで受付け、後日、電子メールにて回答する。
- ⑥ 本審査は、企画提案書及びプレゼンテーションにより行う。
- ⑦ 資格審査及び本審査の結果は、個別に通知する。
- ⑧ 提出された書類は、返還しない。
- ⑨ 提出された書類は、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- ⑩ 提案者は、業務の遂行上知り得た内容を他人に漏らしてはならない。
- ⑪ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、中津川市情報公開条例に基づき提出書類を公開する場合がある。
- ⑫ 技術提案書の著作権等の各種権利は提案者に帰属するが、契約締結先の提出図書にかかる著作権等は、中津川市に帰属するものとする。
- ⑬ 提案者が1者のみの場合でも審査を行い、必要な条件を満たさなければならない。

6. スケジュール

	実施内容	日程・期限
1	実施要領等の公表・配布	令和2年4月 1日 (水)
2	公募終了・参加申請書等の提出期限	4月14日 (火) 午後5時まで
3	参加資格確認結果の通知	4月17日 (金)
4	質問の提出期限	4月17日 (金) 午後5時まで
5	企画提案辞退届	4月20日 (月) 午後5時まで
6	企画提案書等の提出期限	4月20日 (月) 午後5時まで
7	プレゼンテーション	4月24日 (金) 予定
8	審査結果・業者決定通知	4月30日 (木) 予定

7. 提出書類等

提出書類は次のとおりとする。各様式に従い期限内に必要な書類を本要領12に記載する本事業の事務局に提出すること。

(1) 参加申込書等の提出

提出期限 令和2年4月14日 (火) 午後5時 (必着) ※土日・祝日を除く

提出書類 ・企画提案参加申請書【様式2】 ※添付書類有

・参加資格要件確認書【様式3】

・光ブロードバンド整備実績表【様式4】

・納税証明書 (証明可能な直近のもの)

提出方法 持参又は郵送での提出とする。

※郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること。

(2) 質問の提出

提出期限 令和2年4月17日 (金) 午後5時 (必着)

提出書類 質問書【様式1】

提出方法 電子メールにて送信すること。

回 答 電子メールで随時行う。なお、全員に周知が必要なものであった場合は、随時その質問及び回答の内容を参加申込者全員に送信する。

(3) 提案辞退

提出期限 令和2年4月20日 (月) 午後5時 (必着) ※土日・祝日を除く

提出書類 辞退届【様式5】

提出方法 持参又は郵送での提出とする。

※郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること。

(4) 企画提案書等の提出

提出期限 令和2年4月20日 (月) 午後5時 (必着) ※土日・祝日を除く

提出書類 ・企画提案書提出届【様式6】

・企画提案書【様式任意】

※要領別表1の基準に沿って提案すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保守に関する調書【様式7】 ・ 基盤整備工程計画表【様式任意】 ・ サービス提供エリア図【様式任意】 ・ 見積書【様式任意】 <p>※見積書は総事業費とする。内訳として市の補助金要望額（総額及び年度ごと）、高度無線環境整備推進事業費を記入し、代表者印を押印後、封筒（長形3号）に封入し代表者印にて封印のうえ、1通提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者から本市に対して求める条件等【任意】
提出方法	持参又は郵送での提出とする。 ※郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること。
提出部数	15部（押印した正本1部、副本14部）及び電子ファイルを格納したDVD-R等1枚
参考資料	会社の概要がわかるパンフレット等（必要に応じて添付可）
注意事項	書類・図面はA4様式を原則とし、A3の場合はA4に折りたたむこと。

8. プレゼンテーション

選定委員に対する提案説明（40分程度）及び選定委員から質疑応答（15分程度）のためのプレゼンテーションを行う。

- ① 実施予定日 令和2年4月24日（金）予定
- ② 会場 中津川市役所内
- ③ 提出資料 プレゼンテーション用の説明資料を配付する場合は、15部用意すること。
ただし、企画提案書類に記載のないものを新たに付け加えることはできない。
- ④ その他
 - ・ 説明に必要な機材は、提案者で用意すること。
 - ただし、スクリーンは本市で用意可能。
 - ・ 必要に応じて提案書等に関する内容について、プレゼンテーションまでの間に、事務局から電話等により説明等を求めることがある。
 - ・ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。
 - ・ 日時や実施場所等の詳細については、後日通知する。
 - ・ 出席者は、5名以内。プレゼンテーションを実施する際の責任者は必ず出席すること。

9. 無効又は失格

本プロポーザルの提案者もしくは、提出された提案書が次のいずれかに該当する場合は、その提案を無効又は失格とすることがある。

- ① 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

- ② 提案書等の提出期限後に提案書等の内容の訂正を行ったもの。
- ③ プレゼンテーションを無断で欠席したもの。
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑤ 補助金限度額を超える提案があったもの。
- ⑥ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められたもの。

10. 審査方法及び結果通知

(1) 審査方法

中津川市川上地区情報通信環境整備事業候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会において各委員が次の審査基準に沿ってそれぞれ審査した評点の平均点が最も高い提案者を本事業の事業者として選定する。

(2) 審査基準

提出書類及びプロポーザルに基づき、要領別表 1 の基準等により審査し評価表により採点方式で行うものとする。

11. 審査結果

- ① 審査の結果は、決定後に市のホームページで公表するとともに提案者に文書で通知する。
- ② 審査結果に対する異議申し立ては認めない。

12. 事務局

中津川市総務部情報政策課

住 所：〒508-8501 岐阜県中津川市かやの木町 2-5

電 話：0573-66-1111（内線 665・666）

F A X：0573-66-5209

E-mail：proposal-kawaue@city.nakatsugawa.gifu.jp

(要領別表1) 提案書評価点の審査基準の概要

審査項目	審査基準
1 事業者に関すること、運用実績	
① 企業規模	仕様書の内容を実現可能な安定性のある企業規模（資本金、従業員数等）を有しているか。
② 全国規模での光ブロードバンドサービス運用実績	全国規模での光ブロードバンド運用実績を有しているか。
③ 岐阜県内における光ブロードバンドサービス運用実績	岐阜県内における光ブロードバンド運用実績を有しているか。
④ 中津川市内における光ブロードバンドサービス運用実績	中津川市内における光ブロードバンド運用実績を有しているか。
⑤ 光ブロードバンドサービスにおける負担金、IRU契約による運用実績	民設民営方式（負担金）、公設民営方式（IRU）による地方自治体との契約に基づく運用実績を有しているか。
2 サービス提供に関する基本的な考え方	
① 基本的な考え方、取り組み姿勢	事業者の役割、民設民営方式の仕組みについて明らかになっているか。
② 高度無線環境整備推進事業	総務省の高度無線環境整備推進事業、間接補助事業を活用した整備となっているか。
③ サービス対象地域	仕様書記載の川上地域について、地域特性、居住地域等を考慮し、整備の基本的な考え方、整備ルート、整備エリアが明らかになっているか。
④ 設備維持・運営費	整備後の維持管理運営費及び機器更新・機器増設等費用負担について明らかになっているか。
3 サービス内容に関すること	
① 光ブロードバンドサービス	光ブロードバンドサービス内容が明確に記述され、仕様条件を満たしているか。
② 映像サービス	映像サービス内容が明確に記述され、仕様条件を満たしているか。
③ VPNサービス	VPN (Virtual Private Network) サービス内容が明確に記述され、仕様条件を満たしているか。
④ IP電話サービス	IP電話サービス内容が明確に記述され、仕様条件を満たしているか。
⑤ セキュリティ機能	セキュリティ機能が明確に記述され、仕様条件を満たしているか。
⑥ インターネットサービスプロバイダーの選択	インターネットサービスプロバイダーの選択が可能となっているか。
⑦ ICT利活用	光ブロードバンド基盤整備後のICT利活用について提案されているか。
⑧ 利用料	住民に対して良質なサービスを低価格で提供できるか。
4 設備の信頼性に関すること	
① 中継区間（回線）の構成	川上地域までの中継区間（回線）の構成は冗長構成となっているか。また、内容は明確で具体的か。
② 停電対策（非常用電源の確保）	光サービス提供装置が設置されている建物（場所）について、停電対策（非常用電源の確保）が実施されているか。また、内容は明確で具体的か。
5 運用・保守に関すること	
① ユーザーサポート体制	加入申込み、利用する上でのサポート体制が整っているか。
② 故障発生時のサポート体制	故障時の受付、サポート体制が整っているか。
③ 保守・運用体制	保守拠点が設置され、通常保守に対応可能な保守人員が整っているか。
	安定したサービス提供のため、設備の維持運用・保守体制が実績を踏まえて具体的に明記されているか。 台風、豪雨等を踏まえ、災害時の取り組み姿勢大規模災害時の対応実績が明記されているか。
6 補助金に関すること	
① 本市の負担額	各年度の補助金上限額以内の要望額か。
7 スケジュールに関すること	
① 既設設備撤去までのスケジュールと内容	期限内でのサービス提供、既設設備撤去、実施項目や期間が明確で、妥当性があり、実現可能か。